

仕 様 書

1 業務の名称

令和7年度盛岡広域環境組合広報紙制作業務委託

2 業務の目的

本業務は、盛岡広域環境組合（以下「組合」という。）が共同処理する事務について、組合を構成する市町の住民に対して広報紙による周知を行うことで、組合が行う事業の理解促進を図るとともに、組合の説明責任の遂行に寄与することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年2月13日まで

4 履行場所

盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町及び矢巾町

5 業務内容等

- (1) 組合との打合せ
- (2) 記事の割り付け、デザインの実施
- (3) 校正に基づく記事の修正、再編集
- (4) 校正後の最終確認及び調整作業
- (5) 広報紙の印刷
- (6) 印刷データの納品（PDF 形式）
- (7) 広報紙の梱包
- (8) 梱包へのラベリング
- (9) 指定場所への配送及び納品
- (10) その他必要な事項

6 広報紙の規格等

- | | |
|----------------|-----------------------------------|
| (1) 発行年月日 | 令和8年2月1日 |
| (2) 発行回数 | 1回 |
| (3) 判 型 | A3 |
| (4) 用 紙 | |
| ア 種 類 | 上質紙 |
| イ 坪 量 | 81.5g/m ² （四六判70kg 相当） |
| ウ 白 色 度 | 65～80% |
| エ 認 証 | F S C 認証製品（紙面に F S C マークの掲載は不要） |
| オ グリーン購入法総合評価値 | 88以上 |

(5) 頁 数	A 4 サイズで 4 ページ (A 3 二つ折り)
(6) 刷 色	カラー
(7) 文 字	本文11ポイント 注釈等 8 ポイント
(8) 部 数	212,500部

7 業務行程

受注者は、概ね別表 1 の日程により本業務を遂行するものとする。なお、日程は、組合と協議の上変更することができる。

8 校正

校正回数は 3 回とする。

なお、受注者は、当該校正終了後に、当該校正を経た稿を印刷し、印刷工場等において組合職員立ち合いのもと最終確認及び調整作業を行うものとし、当該作業の完了をもって校了とする。

9 梱包及びラベリング

受注者は、別表 2 に掲げる梱包数を基本として梱包を行い、梱包の天面に個体識別のためのラベリングを行うものとする。なお、ラベルの内容に必要な情報は、別途組合が提供する。

10 配送及び納品

受注者は、別表 2 に掲げる各配送先に、指定する梱包数及び部数を納品するものとし、配送日程は組合と協議の上決定するものとする。

なお、各配送先に割り振られる梱包数又は部数の内訳は、契約締結後に変更することがある。

11 権利の帰属

本業務により受注者が制作したものの意匠権、所有権及び一切の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。）は、組合に帰属するものとし、受注者は、著作権人格権に基づく権利の行使を行わないものとする。

12 再委託等の制限

- (1) 受注者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受注者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、可能な限り、4 に掲げる市町内に本店又は支店（事業所）を有する事業者を活用するものとする。
- (3) 受注者は、本業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する受注者の管理方法等、必要事項を発注者に文書で報告し、組合の承認を得なければならない。
- (4) 受注者は、再委託先の選定管理等に当たっては、法令順守を徹底するものとする。

13 機密の保持

受注者は、この本業務の履行に関し、知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。また、契約終了後も同様とする。

14 個人情報の取扱い

受注者は、本業務において個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

15 提出書類等

受注者は、次の書類を組合に提出しなければならない。

	提出書類等	提出時期
1	現場責任者選任通知書	契約締結後速やかに提出
2	打合記録簿	打合せ後に随時提出
3	下請調書	下請けが発生する際に事前に提出
4	印刷データ（PDF 形式）	印刷データ完成後に提出
5	業務完了届	業務完了後に提出

16 その他

- (1) 受注者は、本業務の実施に当たっては、契約時に定める現場責任者が、責任を持って指示し、管理し、及び運営を行うものとする。
- (2) 受注者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働契約法（平成19年法律第 128号）、その他関係法令を遵守するものとする。
- (3) 受注者は、個人情報及び法人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、業務上知り得た情報等について、第三者に漏らしてはならないものとし、履行期間終了後についても同様とする。
- (4) 受注者は、自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態及び不測の事態に遅滞なく適切な措置を講じるものとする。
- (5) この仕様書に定めるもののほか、本業務の実施に必要な事項は、発注者と受注者が協議して決定する。

別表 1

業 務 行 程 表

日程	組合	受注者	備考
令和 7 年 9 月 19 日（金）	打合せ	打合せ	以降随時実施
令和 7 年 11 月 17 日（月）	入稿	原稿受領・制作開始	
令和 7 年 12 月 1 日（月）	初校校正開始	初校提出	
令和 7 年 12 月 5 日（金）	初校戻し	初校戻し受領	
令和 7 年 12 月 10 日（水）	第 2 校校正開始	第 2 校提出	
令和 7 年 12 月 15 日（月）	第 2 校戻し	第 2 校戻し受領	
令和 7 年 12 月 17 日（水）	第 3 校校正開始	第 3 校提出	
令和 7 年 12 月 22 日（月）	第 3 校戻し	第 3 校戻し受領	
令和 7 年 12 月 24 日（水）	出張校正	出張校正	
令和 7 年 12 月 24 日（水）	校了	校了	
令和 7 年 12 月 25 日（木）		製版	
令和 8 年 1 月 7 日（水）		刷版	
令和 8 年 1 月 8 日（木）		印刷開始	
令和 8 年 1 月 9 日（金）		断裁仕上げ	
令和 8 年 1 月中旬		梱包・仕訳・ラベリング開始	別表 2 参照
令和 8 年 1 月中旬以降		配送開始	別表 2 参照
令和 8 年 2 月上旬		配送終了	

別表 2

配 送 先 等 一 覧 表

配送先	住所	梱包数 (セット)	部数 (部)	配送期限
有限会社ベンリカー	〒020-0824 盛岡市東安庭1-23-7	198	53,700	令和8年1月中旬 ～令和8年2 月上旬頃
株式会社アオバヤ アドポス盛岡センター	〒020-0823 盛岡市門2-9-48	41	84,400	
盛岡市 玉山総合事務所	〒028-4195 盛岡市洺民字泉田360	40	4,300	
八幡平市役所	〒028-7397 八幡平市野駄21-170	77	7,700	
八幡平市 安代総合支所	〒028-7592 八幡平市呷田70	31	1,500	
滝沢市役所	〒020-0692 滝沢市中鶴飼55	85	22,800	
雫石町役場	〒020-0595 岩手郡雫石町千刈田5-1	81	5,500	
葛巻町役場	〒028-5495 岩手郡葛巻町葛巻16-1-1	36	2,500	
岩手町役場	〒028-4395 岩手郡岩手町大字五日市10-44	87	4,800	
紫波町役場	〒028-3392 紫波郡紫波町紫波中央駅前2-3-1	132	12,900	
矢巾町役場	〒028-3692 紫波郡矢巾町大字南矢幅13-123	45	11,400	
盛岡広域環境組合	〒020-8531 盛岡市若園町2-18	2	1,000	
合計		855	212,500	

※ 1 梱包の上限を2,000部とする。